

世田谷区戸籍相談支援専門員募集要領

1 職務内容

- (1) 戸籍の広域交付に伴う戸籍記載についての相談業務
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「令和5年改正法」という。）による改正後の戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「新法」という。）における振り仮名記載に関する業務
- (3) 令和8年度から令和10年度までの期間における全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会事務局業務及びその準備
- (4) その他、戸籍関連業務に関し、所属長の指示する事項

2 応募資格

- (1) 地方公務員法第16条の各号(以下参照)いずれにも該当しない者。
- (2) 官公庁において、戸籍に関する事務の経験を10年以上有する者であって、大正3年戸籍法（大正3年法律第26号）及び令和5年改正法による改正前の戸籍法並びに新法等の関連法令等の知識があり、戸籍の内容を読み解き、当該戸籍からそれ以前の戸籍へ遡り等ができる者又は戸籍事務に関する法務大臣表彰若しくは東京法務局長表彰を受けている者
- (3) 健康で職務に意欲のある者。

3 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。ただし、令和11年3月31日を任用の限度とします。
- (2) 勤務日数 月12日（原則として、土曜日・日曜日・祝日が休みです。）
- (3) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間1時間）
- (4) 勤務場所 世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課戸籍事務調整係
- (5) 報酬 ①報酬月額192,548円（予定）（地域手当相当分を含む。）
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。
②期末手当・勤勉手当一定の要件を満たす場合に支給
※交通費別途支給（月額上限55,000円）
- (6) 社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

- (10) その他の規定
①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
②勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人数 1名

5 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接（令和8年2月16日（月）予定）

6 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年2月12日（木）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7 申込方法

(1) 提出書類

- ①『世田谷区戸籍相談支援専門員採用選考申込書兼履歴書』
- ②『世田谷区における勤務経歴等確認票』
- ③ 法務大臣表彰若しくは東京法務局長表彰等を受けている場合は表彰状の写し
ただし、世田谷区に在職中に表彰を受けている場合を除く。

(2) 提出先

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-33
世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課戸籍事務調整係（西棟4階）

(3) 申込期間

郵送申込	令和8年1月30日（金）～令和8年2月6日（金）【必着】
持参申込	上記郵送申込期間の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知ください。

※『世田谷区戸籍相談支援専門員採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区戸籍相談支援専門員採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定す

る罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

8 問い合わせ先

世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課戸籍事務調整係

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目22番33号

電話：03-5432-2239